日本カナダ学会第 50 回年次研究大会シンポジウム
2025 年 9 月 21 日（日）於大阪・関西万博カナダ・パビリオン

英連邦・コモンウェルスとカナダ：市民権の問題を中心に

田中 俊弘(麗澤大学)

はじめに

カナダ政治外交史を扱う際に、イギリスの国力や影響力が低下していくのに反比例するようにカナダが国家として成長し、発展してきたという見方がある。“Colony to Nation School”—植民地から国家学派—という言い方をするが、大枠としてこの見方に反対するつもりはない[1]。歴史家ジャック・グラナッスティン（Jack Granatstein）に *How Britain's Weakness Forced Canada into the Arms of the United States: The 1988 Joanne Goodman Lectures*（Toronto: Univ. of Toronto Press, 1989）というタイトルの一冊があるが、英国の影響力が弱まっていく中、今度はアメリカ合衆国の影響下に入っていったという見方も、大枠としては間違っていない。

ただし、イギリスとの関係について、直線的に、イギリス離れをしていく過程がカナダの発展史だという説明は誤りである。そもそもカナダは現在でも英連邦からコモンウェルスへと変化した「国際的サロン」の一員であり、イギリスの良き同盟パートナーである。ちょうど今年の 5 月 27 日にはイギリス国王であり「カナダ国王」でもあるチャールズ 3 世（Charles III）がオタワに来て、1977 年以来 48 年ぶりに国会開会の国王演説（Speech from the Throne）を行なった。これはカナダ首相マーク・カーニー（Mark Carney）が「カナダの主権の在り方を国内外に明らかにする」こと—つまり、カナダが「どこかの国の 51 番目の何か」ではないとはっきりさせること—を意図して招待したのに応じた結果だと言われている。この時、カナダ国民はチャールズ 3 世を歓迎して迎えた。このように、カナダは現代でもイギリスやコモンウェルスとの関係を、あるいは王室を、アメリカや他国とのバランスを取るために有効的に活用してきているのだ[2]。細川道久先生は、『カナダの自立と北大西洋世界：英米関係と民族問題』（刀水書房、2014 年）の中で、一国史観を脱すること、そして「『植民地から国家へ』という単純なカナダ史を修正することの重要性を主張しているが（細川 2014: 206)、このシンポジウムもそうした視点を意識している。

このセッションでは、私が「大英帝国から英連邦、そしてコモンウェルスへ」という大きな発展の枠組みを、市民権をテーマに据えて「序論」「総論」的に説明した後、福士会員が第二次世界大戦中の英連

---

[1] 政治外交史については西洋的な進歩主義的な叙述が正しいのかといった根本的な問題意識から、昨今では様々な議論が生じているが、この発表ではそれを問題にはしない。

[2] 旧聞ではあるが、ハリー元王子が英国王室から離籍し、カナダに滞在していた際、彼を次期カナダ総督にしたいという声が上がったことがある。これは、1926 年のキング・ビング事件以降、総督の地位やそれを通してイギリスがカナダ政治に影響力を及ぼすのを減じようと努め、それゆえ 1952 年にヴィンセント・マッセイが初のカナダ人総督に選ばれたことの重要性を強調してきてきた人々の目には奇異に映ったに違いない。国家の発展やナショナリズムを重視する人々の感情が必ずしも国民に共有されない一例である。

邦航空訓練計画について、そして瀬戸口会員がスエズ危機を巡って、それぞれ「各論」的な報告を行い、英連邦・コモンウェルス内での「直線的ではない」カナダの発展の様子を一端だけでも描き出せたらと考えている。

1. 大英帝国・英連邦・コモンウェルスの歴史展開と市民権

ヨーロッパ北部の島国であったイギリスが、徐々に海外に植民地を獲得して、大英帝国を作り上げていった過程については詳細を述べないが、大枠説明だけすれば、アメリカ合衆国独立までの、北米・カリブを中心として海外展開を行なった第一帝国の時代、そしてアメリカ独立後、東インド会社のインドやアジア地域でのネットワーク範囲を中心に展開した第二帝国の時代、そして第一次世界大戦での植民地の貢献（そしてイギリスの影響力の低下）を背景に、正式には 1931 年のウェストミンスター憲章で誕生した英連邦（The British Commonwealth of Nations）の時代、第二次世界大戦での（イギリスの影響力のさらなる低下と）植民地の貢献、そしてアジア・アフリカ諸国の独立、インドの共和政化などを背景に、1949 年のロンドン宣言で誕生した、「英国王冠への忠誠」を外して British をタイトルから外したコモンウェルスの時代に分けることができる[3]。現在、コモンウェルスには、元イギリス植民地ではないモザンビークやジンバブエなども含む 56 ヶ国が加盟しており、世界人口の 3 分の 1 弱に相当する 25 億人がコモンウェルス人ということになる。この 56 ヶ国のうち、チャールズ 3 世を自国君主とする立憲君主制国家はカナダを含む 15 ヶ国だけで、それらの国々は「コモンウェルス・レルム（王国）」と呼ばれている。

大英帝国の領民については、英国臣民（British subject）という語が 18 世紀から使われてきた[4]。例えばニュージーランドのマオリは、1840 年のワイタンギ条約という不平等条約で、英国臣民としての権限は与えられていた、という風に、植民地との関係の中でもこの臣民という語は使用されてきた[5]。

ただし、大英帝国全体に関わる英国臣民の具体的な定義が公的に定められたのは、1914 年の英国国籍及び外国人に関する法（British Nationality and Status of Aliens Act）であった[6]。そこでは出生地主義を基本にしながら、父系血統にも配慮して帝国全体の英国臣民基準を明確にした。

その後、カナダにおいては次節で説明する 1946 年市民権法によって法的な意味での「最初のカナダ国民」が誕生したが、1977 年に市民権法を改正した際に英国臣民の地位を削除するまで、そしてコモン

---

[3] 「コモンウェルス」というカタカナが不明瞭であるために、現在でも便宜的に英連邦・イギリス連邦という訳語が当てられる場合が多いが、もはやタイトルにイギリスの字はついていないし、その性質を考えると連邦とも言い難い。

[4] Subject は「他者の支配下にある者」、特に政府や支配者への忠誠を誓う者を指す。古フランス語 *sogit*、*suget*、*subget*「*subject*（被支配者）となる人物または物」（12 世紀、現代フランス語 *sujet*）に由来。ラテン語 *subiectus*「下に横たわる、下にある、近くにある、隣接する」の名詞用法から。“subject (n),” *Etymonline* 参照。

[5] その後、イギリスの 1847 年外国人帰化法（Aliens Naturalisation Act 1847）で、帰化の効果範囲を地域で分離したことで、結果として英国臣民の中に帝国内全域（imperial）と地域限定（local）という身分が誕生した（鈴木健司 2021）。

[6] "British Nationality and Status of Aliens Act 1914," *legislation.gov.uk,* https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo5/4-5/17/enacted 同法は 1918 年、1922 年、1933 年、1943 年に改訂されている。なお、英国内の帰化や臣民権喪失を扱う法律としては 1870 年帰化法（Naturalization Act, 1870）なども重要。

ウェルス全体では、イギリスが 1981 年に国籍法を改正して、英国臣民の地位を 1949 年以前生まれのごく限られた人々のみに与える形に変更するまで、英国臣民という語が英連邦・コモンウェルス内で一定の意味を持ち続けた。

なお、1977 年のカナダの市民権法改正では、国民に対する二重国籍を認めた点も非常に重要であった。それ以前は、たとえば英国臣民以外の男性と結婚したカナダ人女性は英国臣民・カナダ人のステイタスを自動的に消失していたが、それが撤廃された[7]。なお、1947 年から 1977 年にかけてカナダ市民権を失った人々（養子や孤児、戦争花嫁、カナダ軍海外基地で生まれた子供など）は Lost Canadians と呼ばれ、彼らはパスポートや年金などの権利を与えられず苦しんだ[8]。こうしてカナダ市民権法から 30 年経ってようやく、二重国籍を認めつつ英国臣民の特権を排除する新しい市民権概念が定着していった。

2. カナダ市民権法（1946 年制定 1947 年施行）に至る議論

ここまでで説明したのは、18 世紀から使われていた帝国臣民という用語が、特に帝国・コモンウェルス全体においては 1914 年に公的な定義を与えられて、それがカナダでは 1977 年の市民権法改正で、イギリスとコモンウェルス全体では 1981 年のイギリスの国籍法改正で重要性を失っていったという話である。1977 年市民権法は、カナダが二重国籍を認めた点でも重要だという点も説明した。

1946 年のカナダ市民権法制定は、カナダ人ナショナリズムの発展という文脈でも、カナダの政治的発展という意味でも重要な出来事だったと言われている[9]。今日の報告では、この後、1946 年カナダ市民権法の制定背景や意義について検討していきたい。

まず、この法律が出来るまで、カナダの住民は「カナダに住んでいる英国臣民」であって「カナダ国民」は存在しなかったという説明が一般的になされている。そして 1947 年 1 月に施行された市民権法に基づき、同年 1 月 3 日のカナダ最高裁における式典で、時の首相マッケンジー・キング（W.L.M. King）をはじめとする 26 名が「最初のカナダ市民」に認定されることになったという説明である[10]。

---

[7] Julius H. Grey, et al., (2006-2020) "Canadian Citizenship," *The Canadian Encyclopedia*, Feb. 7; Updated: Sept. 16, https://thecanadianencyclopedia.ca/en/article/citizenship#:~:text=in%20your%20browser.-,Citizenship%20Act%20of%201977,the%20citizenship%20of%20another%20country.

[8] Richard Foot, Peggy Ann Osborne (2017) "Lost Canadians," *The Canadian Encyclopedia*, July 25, https://thecanadianencyclopedia.ca/en/article/lost-canadians この問題は 1977 年法でも改正できず、カナダ政府は 2005 年以降の何回かの改正で対応された。

[9] ナショナリズムとの関係では新しい国旗や国歌を作ろうという動きも重要であった。新国旗論争については、津田博司（2012）『戦争の記憶とイギリス帝国：オーストラリア、カナダにおける植民地ナショナリズム』刀水書房；マイケル・ドーソン他編著、細川道久訳（2022）『シンボルから読み解くカナダ：メープルシロップから「赤毛のアン」まで』明石書店（ドナルド・ライト「国旗」の章）など参照。

[10] その中には、ケベック在住で後に下院議員になるフランス系のルネ・トレンブレー（René Tremblay）、アルメニア出身の写真家ユーサフ・カーシュ（Yousuf Karsh）、ウクライナ系移民のパイオニアだったワシル・エレニアック（Wasyl Eleniak）、スコットランド出身で戦争花嫁だったニコラ・ラブローズ（Nicola Labrrose）など、多様なメンバーを含んでカナダの多様性を強調していたが、その中に先住民や有色人種は含まれていなかった。そもそも先住民やイヌイットについては、1956 年になって遡及的に市民権が認められた。James Powell (2021) "Remember This? The first Canadian citizenship ceremony," *CityNews Everywhere*, Jan. 4, https://ottawa.citynews.ca/2021/01/04/remember-this-the-first-canadian-

とはいえ、カナダのパスポートに相当するものは、南北戦争時のアメリカ政府の要請で、依頼状（Letter of Request）という形で 19 世紀半ばから発行されており、それが第一次世界大戦までの間の実質上のパスポートの役割を果たしていた[11]。また、カナダで 1910 年に制定された移民法は、移民受け入れ制限を行うためにカナダ市民の定義を行なっている。すなわち、カナダで生まれて外国人となっていない者、イギリス臣民でカナダに本拠を持つ者、カナダ法で帰化してその後外国人となっておらず本拠も失っていない者がカナダ市民と定められていた[12]。そこに法的な権利の裏付けを伴っていなかったとはいえ、カナダ在住者はカナダ市民という意識を持っていただろうと考えられる。

カナダで 1921 年に制定されたカナダ国民法（Canadian Nationals Act）も、「イギリス臣民としての身分に加えてカナダ国民としての身分をより明確にすること」を目的としていた。そこに、この後で説明する 1946 年市民権法との違いがなかったわけではない。英国臣民であることが前提で、その中にカナダ国民のカテゴリーを作ったのが前者で、独立したカナダ国民が英国臣民のステイタスも維持することにしたのが後者であるわけだが、しかし、1946 年法で初めてカナダ人が誕生したという説明は、当時のキング自由党の主張をそのまま受け入れて、やや強調がすぎているように見える。

3. 1946 年カナダ市民権法の歴史的意義：２つの側面から

3-1. 英連邦・コモンウェルス史の分水嶺としての 1946 年カナダ市民権法

1946 年カナダ市民権法の起草を主導したのは国務大臣だったポール・マーティン・シニア（Paul Martin Sr., 第 21 代首相の父。式典 3 週間前から保健福祉大臣）だった。第二次世界大戦後のイギリス系カナダのナショナリズムを研究したホセ・イガルテュア（José Igartua）によれば、彼は 1945 年 2 月にディエップ（Dieppe、フランス）の軍事基地を訪問した際にこのアイディアを思いつき、キング首相に進言して、それが同年 6 月の選挙の自由党公約の一部になった[13]。第二次世界大戦終戦直後の 1945 年 9 月 6 日に開会した下院の総督演説（Speech from the Throne）で、政府が「カナダ市民権の定義を見直し明確化すること、そして国籍、帰化及び移民に関する法令を市民権の定義と整合させること」を目指す旨が述べられ[14]、マーティンの 10 月 6 日の法案提案発議[15]を前後して議員から様々な意見が提示された。自由党新人議員のジャン・ルサージュ（Jean Lesage）が、カナダが二言語国家である点を強調しつつも、「カナダ国民は今、かつてないほどカナダ意識に目覚めている。この点に関して、私は一部の保守系新聞がそうしてきたように、カナダ国旗やカナダ市民権、そしてどうか我々自身の国歌を持つことの重要性を軽んじるつもりはない」と述べたように[16]、戦勝によって国民意識が高まり、市民権法について議論する格好の機会となっていた。そして同法は 6 月 27 日に制定され、翌年 1 月 1 日から施行されることになった。

マーティンは 1947 年 1 月の式典において、同法の意義を第一に「カナダ人とは誰で、どうすればカ

---

citizenship-ceremony-3201901/?utm_source=chatgpt.com など参照。

[11] Riley Haas (2013-22) “The History of Canadian Passports,” *IMMIgroup*, April 13; Updated: May 10, https://www.immigroup.com/topics/history-canadian-passports/

[12] 鈴木（2021)参照。

[13] Igartua (2006), p.16.

[14] House of Commons, (1945) *Debates*, Sept. 6, p.9.

[15] Ibid., Oct. 22, pp.1335-1337.

[16] Ibid., Sept. 24, p.420.

ナダ人になれるかを定義すること」であり、第二に「すべての人々をカナダ人として結びつける地位の共同体を確立すること」だと説明している[17]。1947 年 1 月の最初の 1 週間は National Citizenship Week に指定され、この月を通してカナダ各地で様々なイベントが行われ、カナダの団結が訴えられた[18]。この法律は「カナダと英連邦の歴史的発展」を確証し、「カナダの国家としての地位を証明する」ものであった。

多くの研究者が指摘しているように、カナダ市民権法が、ナショナリズムとの関係で重要な意味を持ったことは間違いない。さらに言えば、カナダの市民権法はイギリスおよび英連邦の他の国々の法改正の呼び水になった。そもそも前年 1946 年にイギリスのロンドンで開催された英連邦首相会議（The 1946 Commonwealth Prime Ministers' Conference）で市民権の問題を持ち出したのはカナダであった。1946 年の提案について、1948 年 6 月 21 日のイギリス上院議会で、オルトリンカム卿ジョン・グリッグ（Lord Altrincham）は次のように述べている。

> …英国臣民という広範な属の中に特別な種が創出された結果、英連邦全体にわたる一定の統一性と整然さが欠如する事態が生じ、これによって生じた困難を除去できるか否かを検討するための専門家会議が開催された。会議には、当時独立した自治領ではなかったインドとパキスタンを除く全ての自治領が参加する中で、将来「英国臣民」が（これも大法官が明確に説明した通り）英連邦全体における属の名称とすべきであり、その属内には様々な市民権――カナダ市民権、オーストラリア市民権、そして我々の場合、全く新しい政治的・地理的存在である「連合王国及び植民地」の市民権――が存在すべきであると決定した。(…The creation of a special species within the broad genus of British subjects led to a certain lack of uniformity and tidiness throughout the Commonwealth, and there followed a conference of experts to see whether the difficulties thus created could be removed. The conference of experts met and decided, I believe by general agreement—all the Dominions being represented except India and Pakistan, who were not at that time separate Dominions—that in future "British subject" (as, again, the Lord Chancellor clearly explained) should be the name of the genus throughout the Commonwealth, and that within that genus there should be various citizenships—Canadian citizenship, Australian citizenship and, in our case, citizenship of an entirely new political and geographical entity, known as "the United Kingdom and Colonies."[19])

こうしてイギリスや英連邦各国の合意の下で施行されたカナダの市民権法の翌年に、イギリスも英国国

---

[17] James Powell (2021) "Remember This? The first Canadian citizenship ceremony," *CityNews Everywhere*, Jan. 4, https://ottawa.citynews.ca/2021/01/04/remember-this-the-first-canadian-citizenship-ceremony-3201901/?utm_source=chatgpt.com

[18] "Canadian Citizenship Act of 1946," *EBSCO*, https://www.ebsco.com/research-starters/history/canadian-citizenship-act-1946.

[19] "British Nationality Bill Hl, Vol.156: debated on Monday 21 June 1948," Hansard, UK Parliament, https://hansard.parliament.uk/lords/1948-06-21/debates/f87c9bfa-4688-4b6b-a452-df4bb67622db/BritishNationalityBillHl なお、1948 年国籍法が指すコモンウェルス市民の対象はカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、ニューファンドランド、インド、パキスタン、南ローデシア、そしてセイロンであった。

籍法（British Nationality Act 1948）を制定し、イギリス及び植民地市民（Citizen of the United Kingdom and Colonies, CUKC）とコモンウェルス市民(Commonwealth Citizen)というカテゴリーを新たに作り出した[20]。さらに、コモンウェルス内の他地域においても、カナダ市民権法と同じ目的でオーストラリア国籍・市民権法（Nationality and Citizenship Act 1948)、英国国籍・ニュージーランド市民権法（British Nationality and New Zealand Citizenship Act 1948)、南アフリカ市民権法(South Africa Citizenship Act 1948)が制定されるなど、カナダの動きが英国臣民の概念を不可逆な形で変容させる呼び水となったのである。

3-2. 英連邦の絆の継続：変わらない英連邦関係

ただし、制度的な意味で見た場合に、英国臣民の地位を削除しなかった、1977 年までできなかった点にも目を向ける必要がある。そもそもマーティンは英国臣民という文言がカナダの劣等意識につながるとして、その削除を望んでいたようだが、それによって法案が通らなくなると認識していた[21]。

そもそもマーティン自身も法案提案に際して次のように述べている。

> …しかし、本法案が抜本的な変更をもたらすとか、これまでカナダ国籍という概念が存在しなかったと結論づけるべきではない。よく耳にする反対意見とは裏腹に、カナダ国籍は確かに存在してきた。問題は、既存の定義が専門的すぎて関連性が乏しく、大きな混乱と誤解を招いていた点にある[22]。(It should not be concluded from this that the bill in reality makes any sweeping change or that there has not previously been any such thing as Canadian nationality. Despite what one often hears to the contrary, there has been a Canadian nationality, but the difficulty has been that the existing definitions were so specialized and so unrelated that they led to a condition of great confusion and misunderstanding.)

彼が実際にやろうとしていたのは、複雑な国籍・市民権概念を整理して、それをナショナリズムの高揚に繋げることだった。

1945 年 10 月の第一読会はそれほどの論争がないまま通過した同法案だが、第二読会が行われた 1946 年 4 月 2 日前後の国会では様々な議論を呼んだ。主要な争点となったのは、第 26 条「カナダ市民は英国臣民である（A Canadian Citizen is a British subject)」と第 28 条「出生時または帰化時にその者の属していた（カナダ以外の）英連邦諸国の法律に基づき英国臣民の地位を取得した者は、カナダにおいて英国臣民として認められるものとする（A person, who has acquired the status of British subject by birth or naturalization under the laws of any country of the British Commonwealth other than Canada to which he was subject at the time of his birth or naturalization, shall be recognized in Canada as a British subject)」だった[23]。これらがイギリス人・イギリス系の優遇になるという批判に対して、それを支持する保守党員、例えば T・L・チャーチ（T.L. Church）は、ウェストミンスター憲章においても英帝国の国王は 1 人

---

[20] "British Nationality Act 1948," *legislation.gov.uk*, https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo6/11-12/56/enacted

[21] Igartua (2006), pp.17-18.

[22] House of Commons (1945) *Debates*, Oct. 22, pp.1135-1137.

[23] 同法の原文には以下のサイトからアクセス可能である。"Historic Statutes and Declarations," *Canada's Human Rights History*, https://historyofrights.ca/archives/statutes-declarations/

だけだという原則を強調して、自分がカナダ人であり同時に英国臣民であるのは当然だと反論している[24]。同じく保守党のＤ・Ｌ・フレミング（D.L. Fleming）は、「カナダ市民権が、私たちイギリス臣民が世界中で享受する権利を放棄する代償として購入されるのであれば、私たちはその代償としてあまりにも大きな代価を支払うことになる（If Canadian citizenship is to be bought at the price of a renunciation of the rights which we as British subjects enjoy in all parts of the world, we shall be paying too great a price for it）」と、カナダ国民が失う権利の問題を提起した[25]。

しかし、たとえばフランス系の与党自由党議員ジャン=フランソワ・プーリオ（Jean-François Pouliot）らの目には、英国臣民としての地位に固執する保守党員が時代遅れに映った。そして「カナダはイギリスの太陽の月であり、イギリスの太陽が地平線の下に栄光のうちに沈む時は、月が昇る時である。さもなければ我々は完全な暗闇に陥るだろう。混血の市民権など存在してはならない（Canada is the moon of the British sun. When the British sun sets in glory below the horizon it is time for the moon to rise; otherwise we shall be in complete darkness. There shall be no half-breed citizenship.）」と、英国臣民の地位のままでいるべきではないとした[26]。同じく自由党のブノワ・ミショー（Benoît Michaud）も、アングロサクソン以外にとっては英国臣民という表現がイギリスへの従属を意味するように響くのだと指摘している[27]。また CCF の J・M・コールドウェル（J.M. Coldwell）は、誰がイギリス臣民かを決めるのはイギリス議会であるべきで、提案されている市民権法はカナダ議会による越権行為だと批判した[28]。彼や他の CCF メンバーは英国臣民ではなく、「カナダ国王の権利に基づくカナダ国王の臣民としてのカナダ市民（a Canadian citizen as a being a subject of His Majesty the King in the right of Canada）」と定義する方が適当ではないかとも提案している[29]。

これらの紛糾した議論は決着して 1946 年 6 月 27 日に法案は通過したが、カナダの団結を目指す市民権は、国内の意見の多様性を顕在化させ、むしろ戦前からの継承を強調することで制定されることになった。

むすびに代えて

この報告では、イギリスの影響力が減じていく流れの中でカナダが「植民地から国家へ」と発展していくという見方が、いつもそうだったとは限らないという点を説明してきた。カナダの法制史上で重要だったとされる 1946 年市民権法は、確かにカナダ人ナショナリズムに一定の貢献を果たしたと言えるし、英連邦・コモンウェルス全体の市民権のあり方を変える先鞭となり、その意味でも重要な意味を持った。他方、議会では、国内の対立を煽ったし、戦前からのカナダ市民や英国臣民の継続を強調することで制定に至った点も重要である。フレミングが述べたように、それはカナダ人の権利の喪失につなが

---

[24] House of Commons (1946) *Debates*, May 2, p.1121.

[25] Ibid., April 9, p.689. (See also: Iguatua (2006), p.21)

[26] Ibid., March 25, p.218.

[27] Ibid., May 3, pp.1171-1172.

[28] Ibid, April 2, p.516.

[29] Ibid., April 29, pp.1004-1005; May 3 (Alistair Stewart), p.1168

る可能性もあった。

1946 年の市民権法で維持された英国臣民のステイタスが、それから 30 年経って 1977 年の市民権法改正まで維持された点からも、カナダの発展は、イギリスとの距離だけでは決まらないという証左だと考えられる。カナダの政治史を直線的に捉えようとするのは不適当なのである。

主要参考文献

・José E. Igartua (2006), *The Other Quiet Revolution: National Identities in English Canada, 1945-1971*, Vancouver-Toronto: UBC Press.

・加藤普章（2009）「カナダの国籍概念と選挙権：英国臣民から カナダ人へ」『大東法学』19（1）10 月.

・加藤普章（2017）「24 カナダの市民権：国籍と選挙権」（細川道久編『カナダの歴史を知るための 50 章』明石書店）

・鈴木健司（2021）「カナダ国籍・市民権の史的展開：進化と自立」『同志社女子大学 総合文化研究所紀要』第 38 巻

・田中俊弘（2018）「（研究ノート）コモンウェルス市民権の歴史と現在」『麗澤レヴュー』第 24 巻

・細川道久（2007）『カナダ・ナショナリズムとイギリス帝国』刀水書房（特に第 4 章「カナダ・ナショナリズムの伸長とイギリス帝国」）

・細川道久（2014）『カナダの自立と北大西洋世界：英米関係と民族問題』刀水書房（特に終章「カナダのゆるやかな『脱ドミニオン化』」）

大英帝国～英連邦～コモンウェルスの変容（市民権を中心に）

	英国	カナダ	他のコモンウェルス諸国
18～19世紀	British subjectの概念が一般化		
19世紀半ば		アメリカ旅行者に「パスポート（Letter of Request）」発行	
1870年	英国内の帰化や臣民権喪失を扱う帰化法（Naturalization Act 1870）制定		
1910年		移民法（Immigration Act 1910）でカナダ市民（Canadian Citizen）を規定	
1911年	帝国会議でドミニオン諸国が「帝国共通の英国臣民概念」の必要性を主張		
1914年	英国国籍及び外国人に関する法（British Nationality and Status of Aliens Act）でBritish subject定義の公式化		
		帰化法（Naturalization Act 1914）「カナダに居住地を置く帝国市民」というカテゴリーの創設	
1921年		カナダ国民法（Canadian Nationals Act 1921)カナダ国民(Canadian National)としての身分の明確化	
1931年	Westminster憲章でThe British Commonwealth of Nations誕生		
1946年	英連邦首脳会議（ The 1946 Commonwealth Prime Ministers' Conference）でカナダが各国市民権を提唱		
		カナダ市民権法（Citizenship Act 1946）翌年1月施行。「最初のカナダ市民」誕生（英国臣民のママ）	
1948年	英国国籍法（British Nationality Act 1948）で「イギリス及び植民地市民」と「コモンウェルス市民」のカテゴリー誕生		
			オーストラリア国籍・市民権法（Nationality & Citizenship Act 1948, Australia）；英国国籍・ニュージーランド市民権法（British Nationality and New Zealand Citizenship Act 1948）共に英国臣民のママ
1949年			南アフリカ市民権法（South African Citizenship Act 1949）英国臣民から離脱
	ロンドン宣言（London Declaration）でコモンウェルス誕生（英王冠への忠誠が削除。共和制国家なども参加可能に。）		
1951年			パキスタン市民権法（Pakistan Citizenship Act, 1951）コモンウェルス市民の地位承認
1955年			インド市民権法（Indian Citizenship Act, 1955）当初はコモンウェルス市民の地位を承認するも、後に破棄
1977年		市民権法改正（Citizenship Act 1977）で英国臣民の地位を削除。二重国籍の承認	
1981年	英国市民権法（British Citizenship Act 1981）で英国臣民の適応範囲を限定。British Citizenを国籍の基本とする。		